

平成24年第4回墨田区議会定例会提出予定案件

予算

- 1 平成24年度墨田区一般会計補正予算
- 2 平成24年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 平成24年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 平成24年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

条例

- 1 墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
- 4 すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区船着場条例
- 8 墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

契約

- 1 区分所有建物の買入れについて
- 2 物品の買入れについて
- 3 物品の買入れについて
- 4 物品の買入れについて

その他

- 1 負担付贈与の受入れについて
- 2 八広地域プラザの指定管理者の指定について
- 3 いきいきプラザの指定管理者の指定について
- 4 墨田区押上保育園の指定管理者の指定について
- 5 墨田区あおやぎ保育園の指定管理者の指定について
- 6 墨田区きんし保育園の指定管理者の指定について
- 7 東京二十三区清掃協議会規約の変更に係る協議について

報告

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した平成24年度墨田区一般会計補正予算の報告及び承認について
- 2 地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した平成24年度墨田区一般会計補正予算の報告及び承認について

平成24年第4回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

八広地域プラザの開館に伴い、八広はなみずき集会所及び八広あおぎり集会所を廃止する。

(2) 施行期日等

平成25年4月1日

2 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

八広はなみずき集会所及び八広あおぎり集会所を廃止することに伴い、両集会所を管理運営の対象施設から削る。

(2) 施行期日等

平成25年4月1日

3 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

社会経済情勢の変化に伴い廃棄物処理原価が上昇したことに鑑み、受益者負担の適正化を図るため、廃棄物処理手数料を改定する。

区 分	手 数 料		
		現 行	改 正 案
1 1日平均10kgを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10kgを超える量1kgにつき	32円50銭	36円50銭
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1kgにつき	32円50銭	36円50銭
	有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10までごとに	61円	69円
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1kgにつき	32円50銭	36円50銭
	粗大ごみ1品目当たりの手数料限度額	2,200円	2,500円
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1kgにつき	9円50銭	現行どおり

(2) 施行期日等

平成25年10月1日

4 すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

投影機器の老朽化等によりプラネタリウム館を廃止する。

(2) 施行期日等

平成25年4月1日

5 墨田区立図書館設置条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 墨田区立ひきふね図書館の新設

〔名称〕墨田区立ひきふね図書館

〔位置〕墨田区京島一丁目36番5号

イ 図書館の廃止

上記アに伴い、墨田区立寺島図書館及び墨田区立あずま図書館を廃止する。

ウ 駐車場の使用料

墨田区立ひきふね図書館に付置する駐車場の使用料を次のように定める。

区 分	使用料の額（上限額）
30分以内の使用	無料
30分を超える使用	最初の30分を除き、30分までごとに150円

(2) 施行期日等

平成25年4月1日

6 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

東京都から移管される住宅を公の施設として設置する。

〔名称〕東向島五丁目アパート

〔位置〕墨田区東向島五丁目16番15号

〔種類及び戸数〕世帯用住宅（33戸）

(2) 施行期日等

平成25年4月1日

7 墨田区船着場条例

(1) 制定理由

国際観光都市すみだの魅力の向上及び水辺空間を活用したうるおいのあるまちづくりの推進を目的として、観光、旅客輸送等の拠点とするため、墨田区船着場を公の施設として設置する。

(2) 内容、施行期日等

別紙 1 のとおり

8 墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

保護者の就労状況の変化等に対応するため、育成時間の拡大、土曜育成制度の創設及び延長育成制度の拡充を行うとともに、土曜育成及び延長育成に係る育成料を定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙 2 のとおり

9 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区八広保育園の改築工事の実施に伴い、当該工事期間における同園の位置を次のように仮園舎を設置する位置とする。

〔現在の位置〕墨田区八広三丁目7番5号

〔仮園舎の位置〕墨田区八広五丁目10番14号

〔仮園舎設置期間〕平成25年4月1日から墨田区規則で定める日まで

(2) 施行期日等

平成25年4月1日

契約

1 区分所有建物の買入れについて

(1) 買入れの目的 墨田区立ひきふね図書館の用に供するため

(2) 買入れ物件

所在地 (住居表示)	墨田区京島一丁目80番40 (墨田区京島一丁目36番5号)
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地下1階、地上22階建
延べ面積	15,082.02㎡
買入部分	専有部分 床面積(地下1階~地上5階) 3,393.04㎡ 地下1階(機械室) 21.76㎡ 地上1階(ブックポスト) 7.00㎡ 地上2階~地上5階(図書館) 3,364.28㎡
	敷地共有持分 全体敷地 2,289.41㎡のうち 36,813,545/100,000,000

(面積は、壁心計算による。)

(3) 買入価格 30億683万6,304円

(4) 契約の相手方 財団法人首都圏不燃建築公社

2 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 八広地域プラザ用
- (2) 品目及び数量 椅子外31件
- (3) 契約金額 2,249万5,095円
- (4) 契約の相手方 株式会社平和堂
- (5) 支出科目等 平成24年度 墨田区一般会計 区民生活費 区民施設費
区民施設建設費 備品購入費

3 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 桜堤中学校用
- (2) 品目及び数量 調理室戸棚外10件
- (3) 契約金額 2,413万1,100円
- (4) 契約の相手方 富田商事株式会社
- (5) 支出科目等 平成24年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費
学校管理費 備品購入費

4 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 桜堤中学校用
- (2) 品目及び数量 職員室用机外26件
- (3) 契約金額 2,464万5,600円
- (4) 契約の相手方 総合商社ベンキョウドー株式会社
- (5) 支出科目等 平成24年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費
学校管理費 備品購入費

その他

1 負担付贈与の受入れについて

(1) 贈与物件

ア 名称 東向島五丁目アパート

イ 所在地 (地番) 墨田区東向島五丁目230番
(住居表示) 墨田区東向島五丁目16番

ウ 種類、用途等

種類	用途	構造	面積
土地	宅地	—————	1,702.49㎡
建物	住宅	鉄筋コンクリート造5階建 エレベータ1基	1,303.50㎡
	自転車置場	軽量鉄骨造平屋建(5棟)	36.75㎡

- (2) 贈 与 者 東京都
- (3) 贈与の目的 区営住宅及び保健センターの用に供するため
- (4) 贈与の条件 贈与物件は、20年間(自転車置場は5年間)、区営住宅及び保健センターの敷地並びに区営住宅の建物として使用しなければならない。

2 八広地域プラザの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、八広地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 八広地域プラザ
- (2) 指定管理者 アズビル株式会社
- (3) 指 定 期 間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

3 いきいきプラザの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、いきいきプラザの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 いきいきプラザ
- (2) 指定管理者 特定非営利活動法人 ワークーズコープ
- (3) 指 定 期 間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 墨田区押上保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区押上保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区押上保育園
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- (3) 指 定 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

5 墨田区あおやぎ保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区あおやぎ保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区あおやぎ保育園
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 厚生館
- (3) 指 定 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

6 墨田区きんし保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区きんし保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区きんし保育園
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 仁風会館
- (3) 指 定 期 間 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

7 東京二十三区清掃協議会規約の変更に係る協議について

(1) 改正理由及び内容

東京二十三区清掃協議会の担当事務の変更に伴い、同協議会規約の変更に係る協議を行う。

(2) 施行期日等

平成 2 5 年 4 月 1 日